

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

地方経済の人口減少・過疎化や地域産業の衰退等の課題への対策として、地方への資金の流れの創出・拡大や地方への人材還流を促す地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の適用期限を3年延長する。

一方で、地域再生計画の認定が取り消される不適切事案(寄附者である法人が寄附活用事業に参加し利益を享受する等)も発生していることを踏まえ、寄附活用事業に係るチェック機能の強化や活用状況の透明化等のための見直しを行う。

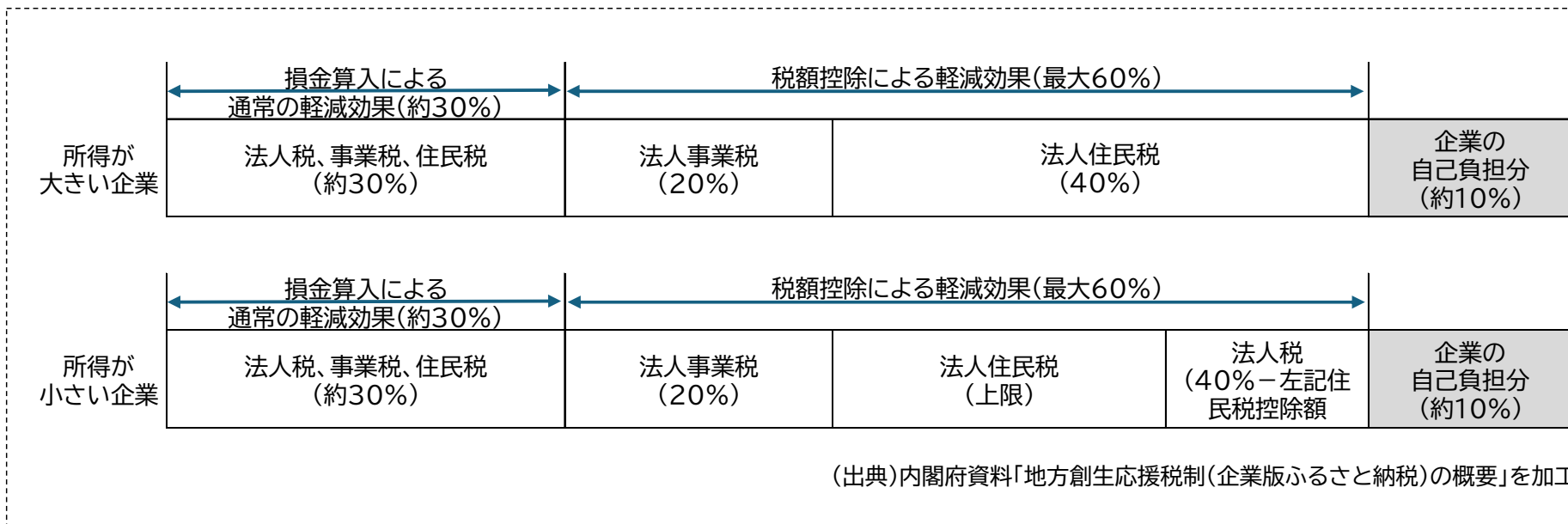
(2)内容(赤字が改正箇所)

項目	内容			
適用期間	2020年(令和2年)4月1日～ 2028年(令和10年)3月31日			
制度概要	青色申告法人が上記期間内に本制度を活用して特定寄附金を支出する場合には、対象となる寄附金は損金算入(寄附額の約30%)に加えて、下記の金額(寄附額の最大60%)を税額から控除することができるため、実質負担を約10%に軽減できる可能性がある。			
税額控除	ア	法人事業税	寄附金額×20%	法人事業税額の20%が上限
	イ	法人道府県民税	寄附金額×5.7%	
		法人市町村民税	寄附金額×34.3%	
	ウ	法人税	次のいずれか少ない金額 ・イで控除しきれなかった金額 ・寄附金額×10%	法人税額の5%が上限
特定寄附金	認定地方公共団体に対して、その認定地方公共団体が行った、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附を者に及ぶと認められるものを除く)。			
認定地方公共団体から国への手続き(改正後)	・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施した認定地方公共団体について、当該寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出する。 ・寄附者が特定の法人関係者のみである場合等、契約内容に応じて、認定地方公共団体から内閣総理大臣への報告が必要となり、寄附者である法人名が公表される場合がある。			

法人課税 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長

1. 改正のポイント

・（参考）企業版ふるさと納税のイメージ図



法人課税 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長

2. 適用時期

2025(令和7)年4月1日から2028(令和10)年3月31日までに支出する特定寄附金について適用

3. 影響・対応策

- ・認定地方公共団体から国への寄附活用事業の報告手続きが義務化されることにより、寄附先となる認定地方公共団体が現行よりも絞り込まれる可能性がある。
- ・寄附者である法人名が公表される場合があること等により、制度の透明化が図られる。

4. 今後の注目点

- ・地方創生応援税制(企業版ふるさと納税改正)の前提となる関係法令の改正時期
- ・認定地方公共団体において国に対する手続きが適切になされなかった場合の寄附者である法人側の処理
- ・寄附者である法人名が公表される場合の公表方法
- ・税制改正大綱に記載の「その他所要の措置を講ずる」の内容